

中央卸売市場の再編措置の決定について

～中央卸売市場整備計画の変更～

資料1-2

卸売市場流通を巡る状況

産地の大型化、量販店の拡大、冷蔵技術や道路網の発達による流通の広域化等により、地方の中央卸売市場を中心に集荷力が低下



卸売市場制度の改正

改正卸売市場法(平成16年6月)に基づき、第8次卸売市場整備基本方針に再編基準を設定し、中央卸売市場の再編を促進

中央卸売市場整備計画

(現行) 7市場の再編措置を記載済

釧路市中央卸売市場
大分市中央卸売市場
H18年4月に地方市場へ転換

川崎市中央卸売市場南部市場
藤沢市中央卸売市場
三重県中央卸売市場（水産物部）
尼崎市中央卸売市場
H19年4月に地方市場へ転換

福岡市中央卸売市場東部市場
H26年度末までに他市場と統合

(変更後)

1. 再編措置を追加（5市場）

吳市中央卸売市場
下関市中央卸売市場
佐世保市中央卸売市場干尽市場(花き部)
H20年4月に地方市場へ転換

松山市中央卸売市場中央市場(花き部)
松山市中央卸売市場水産市場
H22年度末までに地方市場へ転換

2. 「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」又は「必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場」から削除

吳市中央卸売市場
下関市中央卸売市場
H20年4月

松山市中央卸売市場水産市場
H22年度末までに



食料・農業・農村基本計画

卸売市場の再編・合理化を促進し、合理的・効率的な物流を図る。